

重要事項説明書

(医療保険・介護保険共有)



一般財団法人とちぎメディカルセンター
とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション

とちぎメディカルセンター訪問看護ステーションのご案内

(医療保険・介護保険共用)

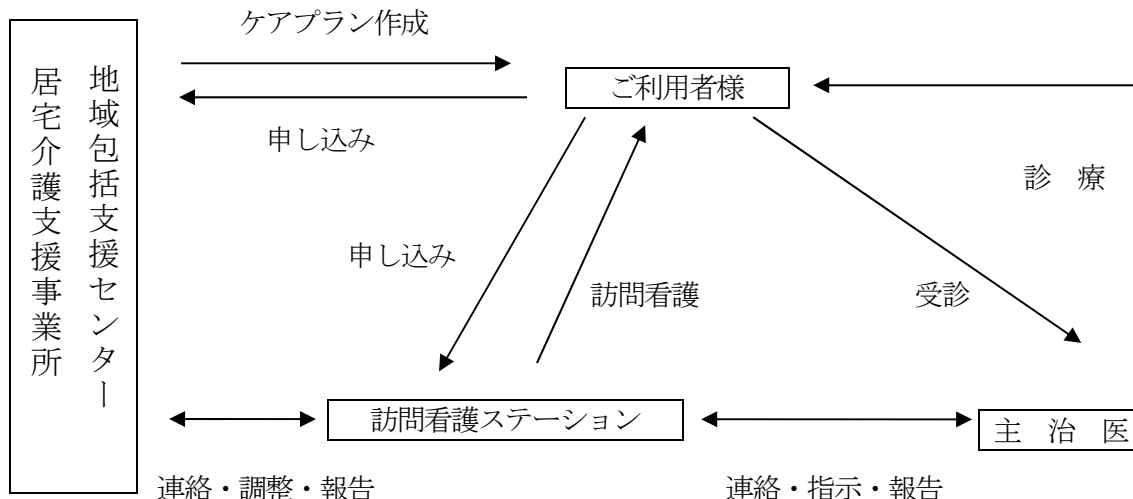
1. 事業の目的

一般財団法人とちぎメディカルセンターが開設するとちぎメディカルセンター訪問看護ステーションが行う指定訪問看護（介護予防訪問看護）の事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。ステーションの看護職員は、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（介護予防訪問看護）の必要を認めたご利用者様に対し、適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- 1 ステーションの看護職員は、在宅療養者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、療養上の世話、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 介護予防訪問看護の提供にあたっては、ステーションの看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、ご利用者様の生活機能の維持又は向上を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 訪問看護のお申込からサービス開始まで



訪問看護は看護師等が家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針（介護保険の利用者はケアプランと治療方針）に沿って看護計画を立て、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申込みについては、訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネジャーにご相談ください。

訪問看護をご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。主治医が作成した指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

4. 訪問看護サービスの内容

- 1 療養上の世話：病状の観察、食事（栄養）管理・援助、排泄の管理・援助、清潔ケア・体位変換、本人・家族への療養指導
- 2 診察の援助：病状の観察、褥瘡の処置・予防、カテーテル管理など、点滴注射、人工呼吸器、在宅酸素、在宅中心静脈栄養、などの医療処置
- 3 ターミナルケア
- 4 リハビリテーション（身体機能、呼吸・嚥下など）
- 5 家族支援に関すること：家族への療養上の指導、相談、健康管理、精神的心理的支援、レスパイト

ト支援

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション
※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションを行うものであり、看護職員の代わりに訪問しています。
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護のサービスを提供する際、ご利用者の状態について適切な評価を行うために、看護職員が訪問看護サービスの利用開始時や状態の変化に合わせた定期的な訪問をさせていただきます。
- 訪問時の記録、及び関係機関との連携

5. 営業時間のご案内

※営業日及び営業時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

※休日：土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日（年末年始） 8月15日（創立記念日）

6. 事故及び緊急時の対応

当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制と必要に応じて24時間訪問看護が可能な体制を設けております。ご利用者の病状の急変や緊急事態が生じた時は適切な処置を行うとともに速やかに主治医に連絡し対応いたします。又、訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、ご利用者様のご家族等の緊急連絡先、主治医、担当ケアマネジャーに連絡し対応いたします。

7. 虐待防止のための措置

当ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものいたします。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ります。
- 虐待防止のための指針を整備いたします。
- 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置いたします。

虐待委員会担当：秋山初江

※当ステーションはサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

8. 身体拘束等の適正化のための措置

当ステーションは、ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、次の各号に掲げる措置を講じるものいたします。

- 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連絡を図り、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について看護職員等に周知徹底を図ります。
- 看護職員等に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的実施します。

9. ハラスメントの防止

当ステーションは、介護現場で働く看護職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。

- 3 看護職員等に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解除等などの措置を講じます。

10. 感染症対策について

当ステーションにおいて感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- 1 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 4 看護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 事業計画に向けた取り組みについて

当ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 1 看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. ご利用にあたってのお願い

- 1 ご利用者様の被保険者証等の確認を、サービス開始時及び毎月行わせていただきます。なお、医療保険適応の場合は、健康保険法に規定する電子資格確認を行う体制を整備し、オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報等を活用したうえでサービスを行います。これらの書類について内容に変更が生じた時は、必ずお知らせください
- 2 やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 3 サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問看護の妨げになります。また、噛み付く恐れがありますので、安全な場所に繋いでください。負傷の状況により病院へ受診し治療費を請求させていただくこともございます。
- 4 暴言、暴力、性的な嫌がらせについては、発生状況により法人本部へ連絡し、ケアマネジャー・地域包括センター・主治医・行政への報告や、警察へ通報し、法的な措置をとらせていただくこともございます。また、負傷状況や精神的な苦痛により病院へ受診し治療費を請求させていただくこともございます。
- 5 訪問するにあたり、地図上ではわかりにくい情報を共有させていただくため、ご自宅や周辺の道路状況等を写真で撮影させていただくことがございます。拒否される場合はご遠慮なくお申し出ください。

13. 苦情のご相談は

ご利用様及びご家族様からの苦情の申し立てがあった場合は速やかに対応いたします。

- 1 当事業所における苦情受付

担当： 秋山 初江

電話： 0282-22-5810

相談時間：9時～17時(平日のみ)

- 2 その他

当事業所以外に県や市の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

宇都宮市本町3-9

栃木県本町合同ビル6階

電話：028-643-2220

・栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課

栃木市万町9-25

14. 個人情報保護に対する基本姿勢

当ステーションは個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

15. ステーションの従業員及び職務内容

- 1 管理者 秋山 初江
- 2 看護職員 5名以上（管理者を含む）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（介護老人保健施設とちぎの郷と兼務）
指定訪問看護の提供をいたします。
なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護（介護予防訪問看護）計画者及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供をいたします。
また、理学療法士、言語聴覚士が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、言語聴覚士が連携して作成いたします。
- 3 事務員 1名以上

16. 自費サービスについて

介護保険、医療保険に該当しないご利用者様や家族の必要とするサービスを、自費サービスで提供いたします。自費サービスをご利用になる場合は、ご利用者様の心身の状態を把握させていただくため、主治医からの指示書をもとに定期的な訪問看護を利用させていただきます。

※自費サービス重要事項説明書・同意書、契約書および料金については別紙にあります。

サービスの内容

- 1 見守り支援（ご家族の外出時の見守り、家族の休憩）
- 2 通院介助（病院内での付き添い、薬の受け取りなど）※輸送は福祉タクシー等を利用させていただき、病院で待ち合わせをさせていただきます。
- 3 薬の受け取り及び配達
- 4 死亡確認後の死亡処置

13. 営業地域

栃木市

14. 指定訪問看護サービスを提供する事業者概要

事業所の名称	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション
医療保険訪問看護ステーションコード	0390102
介護保険指定事業所番号	0970301420
事業所の住所	栃木県栃木市境町 27-21
連絡先	電話 0282-22-5810 Fax 0282-22-5812
第三者評価の実施の有無	無

15. サービス提供を実施する事業者概要

事業者の名称	一般財団法人とちぎメディカルセンター
代表者氏名	代表理事理事長 森田 辰男
事業者の住所	栃木県栃木市境町 27-21
連絡先	電話 0282-20-1281 Fax 0282-25-1137